

| 学院 本務一般職員（配属：中高部事務室） | |
|----------------------|---|
| 掲載年月日 | 2026年5月21日 |
| 職 種 | 一般職員（専任職員） |
| 職 務 | 学校事務（入試広報担当） |
| 募集人員 | 1名 |
| 採用年月日 | 2026年10月1日（木） |
| 応募資格 | <p>(1) 4年制大学卒業以上で民間企業、官庁等に勤務経験のある者</p> <p>(2) 40歳未満の者（2026年4月1日現在）※長期勤続によるキャリア形成を図るため</p> <p>(3) PCスキル（Word、Excel、PowerPoint等）を有する者（スキルに自信がある者尚可）</p> <p>(4) キリスト者またはキリスト教に理解がある者</p> <p>(5) 中学校・高校・小学校での入試・広報業務経験がある者尚可</p> |
| 勤務地 | 中高部事務室 / 東京都港区六本木 |
| 勤務条件・待遇 | <p>月給 260,300円以上（大卒初任給） ※年齢・経歴等を考慮し、学院規定により決定します。</p> <p>諸手当：通勤手当、住宅手当、扶養手当、教育手当、時間外勤務手当、期末手当等あり。</p> <p>休日：土・日曜日、祝日、年末年始 年間休日 120日以上</p> <p>休業日：夏季/冬季/春季 年間 20日（初年度 10日）</p> <p>年次有給休暇：初年度 6日（翌年度 12日）、特別休暇（慶弔等）</p> <p>その他（受動喫煙防止措置）：敷地内禁煙</p> |
| 社会保険 | 日本私立学校振興・共済事業団制度、雇用保険および労災保険に加入します。 |
| 福利厚生 | 学院校外施設（追分寮、野尻キャンプサイト）および日本私立学校振興・共済事業団の契約施設が利用できます。 |
| 選考方法 | <p>(1) 書類選考 ※結果は7月10日（金）以降に合格者のみにメールにて通知いたします。</p> <p>(2) 第1次選考（面接・小論文・選考日前にWeb適性検査を受検）… 7月18日（土）</p> <p>(3) 第2次選考（最終面接）… 7月25日（土）</p> <p>※内定…2026年7月下旬以降に内定者に連絡します。</p> <p>※交通費等の経費は自己負担となります。</p> |
| 提出書類 | <p>(1) 履歴書（A4版縦、写真貼付、手書き・パソコンどちらでも可）</p> <p>※当学院Webサイト「採用情報」より指定用紙をダウンロードしてご利用ください。</p> <p>※日中確実に連絡可能な電話番号、携帯番号及びメールアドレスを必ず明記してください。</p> <p>(2) 職務経歴書（A4版縦・横書き・自由書式・詳細に記入、パソコン使用）</p> <p>(3) 健康診断書（コピー可。胸部X線を含む1年以内のものであれば、項目・様式を問いません。</p> <p><u>書類選考合格者のみ、第1次選考時に提出いただきますので、準備しておいてください。</u></p> |
| 書類提出先 | <p>〒106-8507 東京都港区六本木 5-14-40</p> <p>東洋英和女学院 法人事務局 人事課宛</p> <p>(1) 封筒の表に「一般職員採用 応募書類」と朱書きし、提出書類を郵送してください。</p> <p>(2) 応募された方の個人情報は、選考の目的以外には使用せず、第三者への情報提供は行いません。</p> <p>なお、選考から漏れた方の書類は、選考終了後、責任を持って廃棄処分します。</p> |
| 応募締切日 | 2026年6月19日（金）必着 ※郵送のみの受付 |
| 問い合わせ先 | 東洋英和女学院 法人事務局 人事課 TEL：03-3583-3364 |
| 特記事項 | <p>・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>・このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p> |

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。